

## よくいただく質問 回答集（経営事項審査）

2009.03.31(ver.6)

平成20年4月1日施行の経営事項審査の改正に伴い、当局によくいただくご質問について、以下のとおり回答集を作成致しました。申請にあたりご参考にして下さい。

また、この回答集は、「経営事項審査申請を予定している国土交通大臣許可の建設業者の皆さまを対象」としております。知事許可の建設業者の皆さまは各都県窓口へご相談下さい。

### Q1 経審の結果通知は申請してからどのくらいの期間で発行されますか。

A. 大臣許可の方の申請手続きは、Y点の結果通知(登録経営状況分析機関)を受けてから、主たる営業所の所在地を管轄する都県庁にて、提出書類(申請書・確認書類等)の有無等を確認・受理後、関東地方整備局へ進達(1週間～2週間程度)されます。

現在この提出書類を当局で受付してから、結果通知書の発行まで約1ヶ月のお時間を頂いております。

但し、決算期の関係上、どうしても申請時期に“波”がございます。

例年、約3,000件の申請を受付しておりますが、申請時期は8月～10月に集中しており、この時期に全体の約半分の審査をしております。

この時期においては、さらにお時間をいただくことも予想されますので、お早めの申請をお願い致します。

経審を希望される業者の皆様におかれましては、  
決算後4ヶ月以内を目安に 申請をいただけますようお願いいたします。

### Q2 大臣許可業者の経審の申請にはどのような書類が必要でしょうか。

A. 経審の申請に必要な書類は、別添「国土交通大臣許可業者における経営事項審査について」をご参照下さい。

なお、申請書等作成の手引き等は、「関東地方整備局」のホームページに掲載しております。

ホームページは適宜「更新」しておりますので、定期的にご確認をお願い致します。

Q3 工事経歴書(建設業法施行規則別記様式第2号)について  
平成20年3月31日以前に建設業許可の変更届(建設業法第11条第2項)で、工事経歴書を提出しておりますが、経審を申請する場合、この工事経歴書も新しい様式で作成しなければいけませんか。

A. 必要ございません。

建設業法第6条第1項又は第11条第2項(建設業法第17条において準用する場合を含む)の規定により、経営規模の評価の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前一年間について、工事経歴書を国土交通大臣に提出頂いている方は省略できることになっております。

但し、工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書、注文書、請書の写し(審査対象建設業の種類毎に工事経歴書の記載順に上位から10件)提出下さい。

なお、平成20年3月末日までに工事経歴書を提出している者は、旧様式第2号の2の記載順に上位から10件提出下さい。

※契約書等写しについては、“余白”部分に業種、番号(経歴書記載 NO)の記入をお願い致します。(例)業種が塗装で工事経歴書の1番に記載されているもの → 塗① と記入

※ 工事経歴書に記載できる工事の定義は建設業法により行います。(建設業法第二条)

この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

除草(剪定)、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高等に原則計上できません。

計上された場合、売り上げを完成工事高等から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますのでご注意下さい。

**Q4 連結決算の会社ですが、分析について連結評価できると聞いたのですが。**

A. 審査基準日において、会社法第2条第6号に定める大会社であり、かつ金融商品取引法第24条第1項(同法第27条において準用する場合を含む)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出することを義務付けられている会社は、連結決算により分析申請することが定められております。該当する社は単独決算による分析申請はできません。

詳しくは以下「登録経営状況分析機関(H21. 3. 31 現在)」にお問い合わせ下さい。

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 1. (財)建設業情報管理センター      | TEL 03-5565-6131 |
| 2. (株)マネージメント・データ・リサーチ | TEL 096-278-8330 |
| 3. ワイズ公共データシステム(株)     | TEL 026-232-1145 |
| 4. (有)九州経営情報分析センター     | TEL 095-811-1477 |
| 5. (有)北海道経営情報センター      | TEL 011-820-6111 |
| 6. (株)ネットコア            | TEL 028-649-0111 |
| 7. (株)経営状況分析センター       | TEL 03-5753-1588 |
| 8. 経営状況分析センター西日本(株)    | TEL 0836-38-3781 |
| 9. (株)日本建設業経営分析センター    | TEL 093-474-1561 |
| 10. (株)経営分析センター        | TEL 011-704-5882 |
| 11. (有)経営情報分析システム      | TEL 0138-62-5757 |

**Q5 技術者の資格確認書類について教えてください。**

A. 審査基準日時点の技術者として確認する書類は以下のとおりです。

1. 合格証明書、免許証等(写し)
2. 監理技術者講習受講を証する書類 ※上記「1」も必要となります。
  - ①. 監理技術者資格者証の交付年月日が平成 16 年 2 月 29 日以前の場合  
→監理技術者資格者証(写し)
  - ②. 監理技術者資格者証の交付年月日が平成 16 年 3 月 1 日以降の場合  
→監理技術者資格者証(写し)及び監理技術者講習修了証(写し)
    - ・監理技術者講習修了証記載の修了年月日が審査基準日から遡り5年以内であることが必要です。
    - ・建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者(一級技術者)のみ申請できます。
    - ・監理技術者資格者証記載の資格及び業種の範囲内で申請が可能です。

審査基準日以前に資格等を有していることが必要です。

申請書別紙二の技術職員名簿と項番19の「技術職員数」はイコールになります。

※ 技術職員名簿の講習受講欄は1又は2が必ず記入されます。  
空欄はありませんのでご注意ください。

**Q6 研究開発費の状況を証する書類について教えてください。**

A. 建設業法施行規則別記様式第十七号の二による注記表(写し)

- ・研究開発費の額は、会計監査人設置会社において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限ります。  
※評価対象は、会計監査人設置会社のみとなります。
- ・審査対象事業年度及び前審査対象事業年度における研究開発費の平均の額をもって審査します。(2年平均の数値を採るため、2期分必要です)

**Q7 建設業に従事する職員(技術職員、公認会計士等)の常勤性の確認に必要な書類を教えてください。**

A. 1. 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面の写し

2. 住民税特別徴収税額を通知する書面の写し
3. 常勤役員の方は、役員報酬明細書の写し

4. 出向者の常勤性について

出向先で常勤であれば、出向先の職員として評価の対象となります。(出向元では、評価の対象になりません)

確認書類として、出向協定書と出向証明書のいずれかの証明をお願いします。

■ 出向協定書・出向証明書には、最低限次の内容が定められていることが必要です。

- ・ 出向期間(最低でも1年以上)
- ・ 出向者の身分保障及び指揮監督権について
- ・ 出向者への給与支払い及び社会保険料負担、出向料について  
出向証明書については、出向元から証明願います。

※すべて、審査基準日の直前に発行、作成されたものを添付してください。

※健康保険及び厚生年金を別々に加入されている場合は、どちらかのもので結構です。

**Q8 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入を証明する書類は、いつ時点のものを提出すればよいですか。**

A. 1. 雇用保険加入を証明する書類

(従業員1人でも雇用している場合、加入義務があります。)

①労働保険概算・確定保険料申告書の写し

②これにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し

一括でお支払いしている方は申告書及び第一期の領収書、3回に分けてお支払いしている方は、最低1期分(以下の時点の領収書)を提出してください。

審査基準日:4月1日～ 7月31日までの方は、第1期分

審査基準日:8月1日～11月30日までの方は、第2期分

審査基準日:12月1日～3月31日までの方は、第3期分

2. 健康保険及び厚生年金保険加入を証明する書類

(会社組織:代表者1人でも加入義務があります。)

個人事業:事業主を含めて、従業員が5人以上いる場合は加入義務があります。)

① 保険料の納入に係る領収書写し 又は 納入証明書の写し

領収書及び納入証明書は、決算日(審査基準日)の属する月の分を提出してください。

**Q9 法定外労働災害補償制度の加入をについて、対象となる契約先教えてください。**

A. 法定外労働災害補償制度とは、政府の労働災害補償制度とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものです。対象となる契約先は以下になります。

1. (財)建設業福祉共済団
2. (社)全国建設業労災互助会
3. 全国中小企業共済協同組合連合会
4. (社)全国労働保険事務組合連合会
5. 損害保険会社

※ 4. (社)全国労働保険事務組合連合会と5. 損害保険会社との契約の場合、以下の4つの要件を満たしていることが必要です。

- ① 業務災害と通勤(出勤と退勤両方)災害を担保していること。
- ② 死亡及び労働災害保険の傷害等級第1級から第7級を補償していること。  
※業務起因性疾病は対象外
- ③ 直接の使用関係にある下請負人の直接使用関係にある従業員全て対象としていること。  
※記名式は認められません。
- ④ 当該申請者が施工する全工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること。  
※工事現場毎の契約は対象以外

**Q10 監査の受審状況を証する書類について教えてください。**

A. 監査の受審状況を確認する書類には、以下1～3のとおり該当する項目がある場合のみ、いずれかを添付してください。

1. 会計監査人設置の場合

有価証券報告書(写し)又は監査証明書(写し)

※会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している必要があります。

2. 会計参与設置の場合

会計参与報告書(写し)

※会計参与が会計参与報告書を作成している必要があります。

3. 経理の実務経験による経理処理の適正を確認した場合

会社に常勤している経理の実務経験者による「経理処理の適正を確認した旨の書類」

書類は、以下「公認会計士等」に含まれる方のみが署名することができます。(二級登録経理試験合格者及び二級経理事務士が署名しても加対象とはなりません。)

※「公認会計士等」とは、以下の資格保有者になります。

- ・公認会計士、会計士補、税理士及びこれらになる資格を有する者
- ・一級登録経理試験合格者
- ・1級建設業経理事務士

※項番 50 監査の受審状況について

「1」を記入する場合は、“会計監査人”の設置会社であり、「監査役」設置とは別になります。

「2」を記入する場合は、“会計参与”の設置会社であり、「監査役」設置とは別になります。

上記「1」・「2」は、登記簿謄本上にも記載されておりますので確認をお願い致します。

「3」を記入する場合は、自社の常勤の方が資格を有する場合となります。

外部の税理士等の証明では、加対象とはなりません。

**Q11 公認会計士等の数、二級登録経理試験合格者の数を証明する書類査の受審状況を証する書類について教えてください。**

A. 常勤職員に資格を有する者がいる場合に以下の書類を添付してください。

1. 資格を証する書類(写し)

2. 職員の常勤確認資料 Q5 ご参照下さい。

《公認会計士等》:公認会計士、会計士補、税理士及びこれらになる資格を有する者  
一級登録経理試験合格者、1級建設業経理事務士

《二級登録経理試験合格者》:二級登録経理試験合格者、2級建設業経理事務士

**Q12 下請で、工事を請負いましたが、その工事は、一式工事(土木一式又は建築一式)として申請してもよろしいでしょうか。**

A. 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物(又は建築物)を建設する工事」に当たる場合においては、告示(法第二条(定義)関係)上、一式工事と判定されることとなりますが、告示において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであることが明らかです。

このため、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われます。

但し、可能性としては低いものの、下請工事であっても、告示の条件を満たし、一式工事として判定され得るものが存在する可能性自体は否定できません。

下請工事でありながら一式工事としての要件を備える事例があれば、以下までお問い合わせ下さい。

なお、一括下請を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められておりません。

【お問い合わせ先】 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

Tel048-601-3151 経審担当 内 6154、6155

業種判定担当 内 6147、6158

# 国土交通大臣許可における経営事項審査について

国土交通大臣許可業者については、経営事項審査に係る「経営規模等評価」を申請する際は、申請書等（経営規模等評価申請書、別紙1、別紙2及び別紙3他）、添付書類（工事経歴書）と併せて確認書類を提出していただくこととなっています。

## 申請にあたっての留意事項

### 1 提出書類

#### 〔1〕申請書等

##### ①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

建設業法施行規則別記様式第25号の11（20001帳票）

##### ②工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高

建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙1（20002帳票）

##### ②-2 工事種類別完成工事高付表

国総建第269号（H20.1.31）経営事項審査の事務取扱いについて（通知）別記様式第1号

※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出

##### ③その他の審査項目（社会性等）

建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙3（20004帳票）

##### ④技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙2（20005帳票）

##### ⑤経営状況分析結果通知書（原本）

建設業法施行規則別記様式第25号の10

登録経営状況分析機関が発行した“原本”が必要

##### ⑥委任状（行政書士等による代理申請の場合）

⑥、⑦の様式については建設業法等によって指定されていません。関東地方整備局ホームページ等より入手して下さい。

##### ⑦審査手数料印紙貼付書

#### 〔2〕添付書類

##### ①工事経歴書

建設業法施行規則別記様式第2号

#### 〔3〕確認書類

次ページ（確認書類一覧）参照

※「確認書類」の種類等については、関東地方整備局管内の国土交通大臣許可業者を対象にしたものですので、知事許可業者の方は、当該都県の担当部局へご確認下さい。

確認書類は全部で16種類に分類されます（申請内容によっては提出する必要のない書類もあります）。



## ポイント! 1

関東地方整備局ホームページに、申請書作成の手引きが掲載されています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

『このサイト内を検索』を利用して

経営事項審査

検索

定期的に更新しております。

各種様式をダウンロードできます。ご利用下さい!

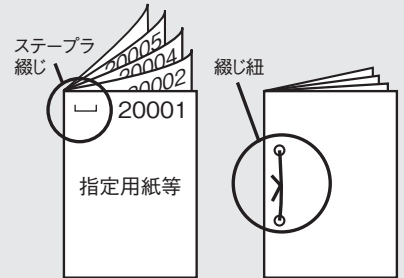


## ポイント! 2

・申請書等は、左上をステープラ（ホッチキス）で綴じてください。

但し、⑦は綴じないこと

・添付書類・確認書類は、左側（2穴）綴じ紐で綴じてください。



〔申請書等〕

①～⑦番号順に並べてください

〔添付書類・確認書類〕

返却しませんので、コピー等で!



## ポイント! 3

『添付書類・確認書類』については返却致しませんので、原本ではなく必ず写し（コピー等）を提出して下さい。

確認書類については、結果通知書（総合評定値通知書）の発行日翌日から40日を経過した日以後に、関東地方整備局において「溶解処理」致します。



## ポイント! 4

工事経歴書の提出を省略できる場合

建設業法第6条第1項又は第11条第2項（第17条において準用する場合を含む）の規定により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前一年間についての別記様式第2号による工事経歴書を国土交通大臣に提出している者は省略可。

### 2 提出先

主たる営業所の所在地を管轄する都県庁（若しくは当該県庁の出先事務所等）へ提出書類を申請して下さい。

提出書類は、提出先の都県庁から関東地方整備局へ進達されます。

### 3 提出部数

#### 〔1〕申請書等

正本:1部

副本:主たる営業所がある各都県によって必要部数が異なります。

1部…茨城県、群馬県、東京都

2部…栃木県、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県

無し…千葉県

#### 〔2〕添付書類 1部

#### 〔3〕確認書類 1部

### ■お問い合わせ先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1（さいたま新都心合同庁舎2号館6階）

国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課 調査指導係

TEL.048-601-3151

FAX.048-600-1921



# 国土交通大臣許可における経営事項審査について(確認書類一覧)

		確認書類 ※全て写し(コピー)	備考	
必須 確認 書類	①	審査対象事業年度 ・消費税確定申告書の控え及び添付書類(附表2) ・消費税納税証明書(その1)		
	②	審査対象事業年度 工事経歴書(様式第2号)に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書 ※記載順に上位から10件 10件に満たない場合は全て	※契約書等の右上余白部分に工事経歴書記載の順に番号を記入下さい 例)土木一式(工事経歴書)3番目に記載の契約書等「土-3」と記入	
	③	直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ※完成工事高の計算基準の区分に合わせて2期又は3期分	税抜き表示のもの	
	④	法人税申告書別表(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号) ※2期分 但し、経営状況分析結果通知書に“参考値”が記載されている場合は省略可ですが、 [項番17]自己資本額において、2期平均を選択している場合には、前期分の貸借対照表(様式第15号)が必要となります	貸借対照表及び損益計算書については、建設業法施行規則で定められた書式以外は不可	
	⑤	技術職員及び公認会計士等(⑮)に計上している方の常勤性の証明 以下の資料の“いずれか” ①健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面 ②住民税特別徴収税額を通知する書面	審査基準日を含む期間のもの	
	⑥	技術職員の資格等の証明 技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面 ①合格証等 ②001及び002資格の技術職員名簿一覧表 ③監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 ※監理技術者資格者証等で資格が確認できれば合格証等を添付しなくても可	技術職員名簿の記載順に合格証等を添付すること (1人の技術者毎に合格証等、監理技術者資格者証、講習修了証の順にセット)	
		項番	書類名等	備考
任意 確認 書類	その他の 審査項目(社会性等)の 項番に該当する場合のみ必要	⑦	[項番41] 雇用保険加入 ①労働保険概算・確定保険料申告書の控え ②①により申告した保険料の納入に係る領収済通知書	審査基準日を含む期間のもの
		⑧	[項番42] 健康保険及び厚生年金保険加入 以下の資料の“いずれか” ①健康保険及び厚生年金保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書	審査基準日を含む期間のもの
		⑨	[項番43] 建設業退職金共済制度加入 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査申請用)	審査基準日に加入していることが証明できるもの
		⑩	[項番44] 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入 退職一時金 以下の資料(①～⑦)の“いずれか” ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ③労働基準監督長印のある就業規則又は労働協約 企業年金 ④厚生年金基金への加入を証明する書面 ⑤適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ⑥確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ⑦資産管理運用機関との間の契約書	審査基準日に導入していることが証明できるもの
		⑪	[項番45] 法定外労働災害補償制度加入 以下の資料(①～④)の“いずれか” ①(財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ②(社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ③全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ④労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面 ※次の要件の全てを満たすものでなければ評価の対象とはなりません ア.業務災害のほか、通勤災害担保があること イ.死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること ウ.直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること エ.当該工事が行うすべての工事(共同企業体及び海外工事は除く)を補償していること	審査基準日に加入していることが証明できるもの
		⑫	[項番47] 防災協定の締結 以下の資料の“いずれか” ①国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書 ②申請者加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの(協定書・活動計画書等)	審査基準日時点で有効な協定に限る
		⑬	[項番48・49] 法令遵守の状況 営業停止命令書若しくは指示書	建設業法28条に基づく処分です 発注者が行う指名停止等措置は 該当しません
		⑭	[項番50] 監査の受審状況 1.会計監査人の設置・ 2.会計参与の設置・ 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 1:有価証券報告書若しくは監査証明書 2:会計参与報告書 3:建設業の経理実務の責任者(社内常勤)のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付したものの	
		⑮	[項番51・52] 公認会計士等の数 合格証等	⑤の常勤性の証明も必要です
		⑯	[項番53] 研究開発費の状況 注記表(様式第17号の2) ※2期分	建設業法施行規則で定められた書式以外は不可

※必要に応じて、これらの資料に加えて追加資料の提出等を求める場合があります。  
※「確認書類」は返却致しませんので、原本ではなく必ず写し(コピー等)を提出して下さい。